



1



2



3



4

皆さんお久しぶりです。地域おこし協力隊の菅原です。

ここ数カ月はイベントが目白押しでした。

まずは活動拠点が役場庁舎から「小野町移住情報プラザつどっておのまち」へ変更になりました。

そして各種町事業案内広告の製作、合間にドローンを飛ばし、小野城址の撮影や、浮金小学校の高柴山の遠足と運動会の記録動画を撮影しました。

高柴山といえば、登山の帰りに地元の方の案内で山菜とりをしたのも良い経験です。冬から春へ、春から夏へと、季節の変わり目を間近で見ることができ、都会ではなかなか味わえないなあ、と思い入りました。

ほかにもいろいろなイベントがあり、小野町の良さを体感しています。

- 1_「つどっておのまち」
- 2_高柴山山頂にて！
- 3_高柴山最盛期！
- 4_浮金小学校校舎と町並み

未登記の家屋などの変更には届け出が必要です

固定資産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方に課税されます。

家屋の新築・増築などについては、登記情報などにより確認をしていますが登記されない物置などの小規模な家屋についても、調査が必要になりますので家屋を建てたときは、電話などでご連絡をお願いします。

また家屋を取り壊したときは「家屋取壊届出書」の提出が必要となり、届出書に基づき現地確認を行います。家屋を取り壊したと

きは、早めに届け出をしてください。

さらに未登記の家屋の所有者を相続などで変更したときは「固定資産に係る申出書」の提出が必要となり、申出書により所有者の変更を行いますので、変更した場合はお早めに申し出をしてください。

なお申請に必要な様式については税務課窓口のほか、小野町公式ウェブサイト税務課のページからもダウンロードできますのでご利用ください。

☎税務課 ☎72-6932